

軽減税率・適用の対象とは?

軽減税率の対象品目

飲食料品

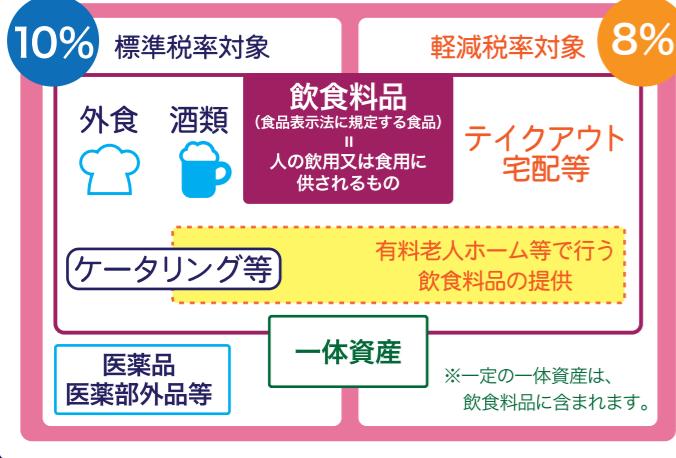
飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

※食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれ、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



外食・ケータリング等

外食やケータリング等は、軽減税率の対象となりません。

※テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。

外食とは…

飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供。

テイクアウトは…

飲食店業等が行うものであっても、テイクアウトは、単なる飲食料品の譲渡であり、軽減税率の対象。
※「外食」が「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。

ケータリング等とは…

相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

出前・宅配は…

出前・宅配等、単に飲食料品を届けるだけのものは、軽減税率の対象

消費税の税率改正事業者が知っておくべきポイントとは



税理士
小宮山 麗子

② 資産の貸付等（平成25年10月1日～平成31年3月31日までの間に締結した資産の貸付に係る契約の内一定のものは、平成31年10月1日以後も旧税率（8%）を継続して適用できます。）などがあります。

2. 軽減税率が導入されます！

平成31年10月1日以後も、以下の対象品目について軽減税率（8%）が適用されます。（※P4表参照）

①飲食料品

食品表示法に規定する食品（酒類を除く）。なお、外食やケータリングは軽減税率の対象には含まれません。

②新聞

定期購読契約に基づいて購入する新聞（週2回以上発行するもの）。

3. インボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます！

- インボイス（適格請求書等）とは、売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える、請求書や納品書等をいいます。
- インボイス（適格請求書）を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- インボイス（適格請求書）発行事業者になるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

税率改正の経過措置、軽減税率、インボイス制度、それそれに、お伝えしたいことはてんこ盛りです。初体験の制度が導入される中、国も事業者を支援しようと、補助金をはじめ様々な支援策を提案しています。少しでも混乱を少なく、無駄なくこの難局を乗り切るため、ぜひ内容をよく理解し、御社の「消費税税率改正乗り切り計画」を策定してください。我々も、少しでもお力になれるよう、全力を尽くす所存です。なんなりとお申し付けください！

適格請求書発行事業者の申請から登録まで



事業者は以下の事項をインターネットを通じて確認できます。

- ・適格請求発行事業者の氏名又は名称
- ・登録番号、登録年月日（取消、失効年月日）
- ・法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地

上記のほか、事業者から公表の申出があった場合には

- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地
- ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

登録申請者は、平成33年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される平成35年10月1日から登録を受けるためには、原則として、平成35年3月31日まで（ただし、困難な事情がある場合には、平成35年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。

